三重地方最低賃金審議会の意見に関する公示

三重労働局一般公示第217号

令和８年10月21日三重地方最低賃金審議会から三重県電線･ケーブル製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第３項において準用する同法第11条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、三重県の区域内で下記の２に掲げる使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第３項において準用する同法第11条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第８条の規定に基づき、令和８年11月５日までに三重労働局長あて（津市島崎町327番２）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年10月21日

三重労働局長　渡　辺　聡

記

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定に係る三重地方最低賃金審議会の意見の要旨

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金を次のように定めること。

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金

１ 適用する地域
三重県の区域
２ 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
⑴ 電線・ケーブル製造業
⑵ ⑴に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
⑶ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴に掲げる産業に分類されるものに限る。）
３ 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
⑴ 18歳未満又は65歳以上の者
⑵ 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
⑶ 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
ロ 書類等の複写、集配又は簡易な入力業務
ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務
４ 前号の労働者に係る最低賃金額
１時間　　1,153円
５ この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６ 効力発生の日
令和８年12月21日